

茨城県土木部・企業局共通仕様書及び施工管理基準の改定について

1 改定方針

国土交通省の共通仕様書及び施工管理基準（平成30年4月）等をベースに改定を行った。

2 改定概要（主な内容）

(1) 共通仕様書

国土交通省の共通仕様書等に合わせる形で改定。
（発注制度等の相違等により、合わせられないものを除く。）

(2) 施工管理基準

ア 出来形管理基準

国土交通省の施工管理基準に合わせる形で改定。
（県発注工事の施工規模等に適用することがないものを除く。）

(例)「アスファルト舗装工（下層路盤工）」の測定基準

旧（15-77 ページ）	新（15-87 ページ）
基準高、厚さは延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割に測定。	基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 80m 毎に 1 ヶ所測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。

(例)「アスファルト舗装工（基層工）」の測定基準

旧（15-81 ページ）	新（15-103 ページ）
幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、2,000 m ² 未満は 3 個。2,000 m ² 以上は 6 個採取し測定。	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、500m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。

イ 品質管理基準

国土交通省の施工管理基準に合わせる形で改定。
（県発注工事の施工規模等に適用することがないものを除く。）

(例)「コンクリートの圧縮強度試験」の試験基準

旧(16-11 ページ)	新(16-11 ページ)
鉄筋コンクリートは打設日 1 日につき 2 回（午前・午後）、その他のコンクリートは打設日 1 日につき 1 回コンクリートの種類ごとに行う。なお、テストピースは打設場所で採取し、1 回につき 3 個（ σ 28・3 本）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1 回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20m³～150m³ ごとに 1 回。なお、テストピースは、打設場所で採取し、1 回につき 3 個（σ 28）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて 1 回につき 6 個（σ 3…3 個、σ 7…3 個）を追加で採取する。

(例) 河川土工における「現場密度の測定 (砂置換法等)」の規格値

旧(16-80 ページ)	新(16-70 ページ)
最大乾燥密度の <u>85%以上</u> 。又は設計図書に示された値。	最大乾燥密度の <u>90%以上</u> 。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% ≤ 75 μ m ふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% ≤ 75 μ m ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。

※道路土工における現場密度についても、規格値改定あり (海岸土工, 砂防土工はなし)。

ウ 写真管理基準

- ・電子小黒板が使用できるよう改定

(3) その他

- 材料使用届の様式を改定し、使用材料が県産品か否か記入する欄を設けた。
(第2編材料編において「県産材で確保できる場合においては、その優先使用に努めるものとする。」と従前から規定していることに関連した改定。)
- 工事現場における事故防止に資するため、「架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト」、「地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト」を掲載

第3編土木工事共通編 3-1-1-10 工事中の安全確保 (追加規定)

4. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査 (場所、種類、高さ等) を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

3 適用

平成31年4月1日以降に起工決議する工事から適用